年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岩手地方第三者委員会

1	今回の	あっ	ナム	楽	の概要	歹

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

厚生年金関係 1件

岩手厚生年金 事案 997

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社(現在は、B社)C支店における資格取得日に係る記録を昭和29年6月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和5年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年6月26日から同年7月1日まで

私の亡き父は、昭和28年4月1日にA社に入社してから63年3月23日に 退職するまで同社本店及び同社支店で継続して勤務したが、申立期間の厚生年 金保険被保険者記録が無かった。

申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の長男が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて 行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人の人事記録票(写)、申立人が所持していた在職証明書及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(昭和29年6月26日にA社本店から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社C支店の申立人に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の昭和29年7月の記録から1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否か については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺 事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が

申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年9月1日から同年12月26日までの船員保険料を船舶所有者により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の船舶所有者Aにおける資格取得日を同年9月1日、資格喪失日を同年12月26日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和28年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月2日から同年12月26日まで 私は申立期間において、B船舶にC職として乗船していたが船員保険被保 険者記録が無い。

船員手帳には申立期間に乗船していた記録があり、同僚の名前も覚えているので、私の船員保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する船員手帳及び複数の同僚の供述から、申立人が申立期間においてB船舶に乗船していたことが確認できる。

また、申立人が申立期間においてB船舶に一緒に乗船していたと供述している 同僚6人は、資格取得日は異なるものの、船舶所有者Aにおける船員保険被保険 者であることが確認できる。

さらに、上記の同僚のうち一人は、「私は昭和 44 年 5 月 2 日から申立人と一緒に同じ C職として乗船していたが、私の病気をきっかけにして同年 9 月頃からは全ての船員が船員保険に加入した。」と供述しているところ、当該同僚を含め 3 人の船員保険被保険者資格取得日は昭和 44 年 9 月 1 日となっており、船舶所有者 A に係る船員保険被保険者名簿によると、同日以降の被保険者数は、申立人及び同僚が記憶している乗船者数とおおむね一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、昭和44年9月1日から同年12月

26 日までの期間において、船員保険料を船舶所有者により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和44年9月から同年11月までの期間における標準報酬月額については、同職種の同僚の同年9月の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。なお、申立人に係る船員保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は既に他界しており、当時の資料等について確認することはできないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所(当時)が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所への資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間にかかる保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 44 年 5 月 2 日から同年 9 月 1 日までの期間については、前述の同僚は「昭和 44 年 9 月頃までは全ての者が船員保険に加入しているわけではなかった。」と供述しているところ、当該同僚が保管している船員手帳によると、雇入れ日は同年 5 月 2 日と記載されているが、船員保険の資格取得日は同年 9 月 1 日となっていることが確認できる。

このほか、当該期間に、申立人の給与から船舶所有者が船員保険料を控除していたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立 人が船員保険被保険者として、申立期間のうち、昭和 44 年 5 月 2 日から同年 9 月 1 日までの期間に係る船員保険料を船舶所有者により給与から控除されていた ことを認めることはできない。

岩手厚生年金 事案 999

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年10月2日から55年7月1日まで 私は、A団体からの指示により、B事業所にC職として9か月間勤務した。 同事業所に勤務したことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者 期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B事業所から提出された「職員履歴書・身上書」及び事務担当者の供述により、 申立人が申立期間において同事業所に嘱託雇用のC職として勤務していたことが 確認できる。

しかしながら、申立人が名前を挙げた当該事業所に後任のC職として勤務した 二人について、オンライン記録により確認したところ、一人については同事業所 において厚生年金保険被保険者記録があるものの、もう一人については申立人と 同様に被保険者記録が確認できず、同後任者は「少なくとも自分については、B 事業所は厚生年金保険加入の手続をしていなかったと考えている。」と供述して いることから、同事業所では、全てのC職を厚生年金保険に加入させていたわけ ではなかったことがうかがわれる。

また、申立期間当時の事務担当者は厚生年金保険と雇用保険は同時に加入させていたと供述しているところ、申立期間後の当該事業所における申立人の厚生年金保険被保険者記録(昭和59年10月1日取得から平成5年4月1日喪失まで)は、雇用保険被保険者記録と符合していることが確認できるが、申立期間については、雇用保険被保険者記録が確認できない上、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によれば、申立人の同事業所に係る記号番号は、昭和59年10月8日に同事業所で被保険者資格を取得する際に払い出されており、同払出簿に記載されている資格取得年月日(昭和59年10月1日)は、健康保険厚生年金保険被保

険者原票の記録と一致している。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立 期間において申立人の記録は無く、被保険者の整理番号に欠番や乱れも無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。